事業名称:いくつになっても誰もが主役の介護予防事業

事業概要:①高齢者の趣味獲得あるいは再開に誘引することを目的に、趣味の技能(ノウハウ)を習得しうる「きっかけづくりの場」を提供する。②「きっかけづくりの場」の参加者の中で、特に他者と共に行う趣味活動に参加していない状態の高齢者に対して、「自主グループ」の組成及び主体的な参加を強く働きかけ、あわせて活動の継続に資するフォローアップを行うことで、業務完了後も自律的に地域や社会における他者とのつながりを持ちながら、趣味活動を継続して行えるような行動変容及び習慣化のための取り組みを一体的に実施する。

※本事例における金額は、全て税込み表示とする。

●基本データ

us land the	11 of the 1
地方公共団体	大阪府枚方市
	高齢者人口の増加に伴い、要支援・要介護者は増加する見込み
	である。今後、高齢者の健康維持・増進及び介護予防事業をよ
	り効果的及び効率的に進めることは市においても重要な施策
	の1つである。こうした課題に対して市のみで取組むことは人
社会的課題及び	的資源・ノウハウの観点からも困難であり、民間事業者の創意
その背景	工夫及び活力を利用し取組を進めていくことが重要である。
での自身	現行の介護予防事業の取組において関心の低い高齢者に対し、
	新しい視点を入れた社会参加のプログラムを提供することで、
	これまで未参加であった高齢者を取込み、より幅広い層の高齢
	者の社会参加の初動を促進し、自律的かつ継続的な社会参加を
	促進する必要がある。
	運動を主とする介護予防活動に興味関心を示さない層を実際
	の趣味活動へ誘引しうる契機を提供すると共に、事業後におい
目指す成果	ても、参加者が主体的に集まり、継続的な趣味活動を行ってい
	けるような支援を提供し、ひいては一人ひとりの自律的な地域
	や社会でのつながりに展開させる。
	65歳以上の枚方市民が対象。その中で、以下の項目に該当する
	者の事業参加を期待する。
	①運動を主とする介護予防活動に興味関心がない者。
サービス対象者	②趣味がない、または趣味はあるが共に活動を行う仲間がいな
リーに入対家有	い者。具体的には、本事業への参加時点で、「自主グループ」へ
	の参加が月1回以下であること望ましい。
	③家族以外の他者との関わり(地域や社会とのつながり)が希
	薄な状態の者。

	委託者	枚方市 健康福祉部 健康づくり課					
市	受託者	阪急阪神ホールディングス株式会社、株式会社いきいきライフ 阪急阪神					
事業関係者	サービス提供者	阪急阪神ホールディングス株式会社、株式会社いきいきライフ 阪急阪神(同上)					
者	資金提供者	なし					
	第三者評価機関	なし					
	中間支援組織	なし					
		①「きっかけづくりの場」の提供					
		「きっかけづくりの場」は、65 歳以上の枚方市民を対象に民間					
		事業者が企画・運営する教室やイベント等の総称と定義する。					
		・趣味に関する啓発に留まらず、趣味の技能(ノウハウ)の獲得					
		に資するものであり、それに必要な実施回数を確保する。					
		・新規の「自主グループ」の組成もしくは既存の「自主グルー					
		プ」に繋がるよう工夫する。					
		②「継続フォローアップ」の提供					
		本業務、「きっかけづくりの場」への参加時点において、「自主					
サー	ビス内容	グループ」への参加が月1回以下であった者のうち、新たに「自					
		主グループ」に参加した者を対象とする。そのうえで、「継続フ					
		オローアップ」は、上記の対象者が、月1回以上の頻度で6か					
		月以上「自主グループ」での活動を継続できることを主たる目					
		的に、民間事業者が実施する「自主グループ」への参加・運営					
		支援業務の総称と定義する。					
		③「高齢者居場所」への登録促進					
		これまで「高齢者居場所」としての登録をされていない「自主グ					
		ループ」(本事業で新たに組成されたものを含む)が、本事業を					
		契機に「高齢者居場所」の登録を行うよう、支援をする。					
		・「きっかけづくりの場」の実参加者数					
成果	指標	・「自主グループ」新規実参加者数のうち、6か月間継続者数					
		・高齢者居場所の登録数					
		令和4年7月~令和6年3月(1年9カ月間)					
		委託料の支払いは、年度毎の業務完了払いとする。					
事業	期間	【令和4年度】					
TA:	\(\frac{1}{2}\)	サービス提供期間:令和4年7月~令和5年3月					
		評価時期:令和5年3月					
		支払時期:					

			·最低支払:令和5年5月					
			・成果連動支払:令和5年5月(評価に基づき支払)					
			【令和5年度】					
サービス提供期間:令和5年4月~令和6年3月								
評価時期:令和6年3月								
			支払時期:					
			・最低支払:令和6年5月					
			・成果連動支払:令和6年5月(評価に基づき支払)					
			27, 500, 000 円					
	√//> √//> √// √// // // // // //		【内訳】					
	総額		令和4年度:11,750,000円					
-1			令和5年度:15,750,000円					
契 約	契		令和4年度:9,500,000円					
契約金額	取仏〉	又払領	令和5年度: 750,000円					
115			17, 250, 000 円(上限)					
	. H 4	± ₹↓ → 1 /55	【内訳】					
	以未以	車動支払額	令和 4 年度 : 2, 250, 000 円					
			令和5年度:15,000,000円					
財政	効果	費目	介護給付費					
の試	算	金額	6年間で33,300千円(5,550千円/年)					
		Y III o + fr	厚生労働省介護予防・日常生活支援総合事業					
国の補助の活用の有無		活用の有無	※介護保険特別会計地域支援事業における一律の交付算定率					
*			(本事業に特化した補助ではない)					
債務	負担行	為の有無	あり (2年間)					
事業	者選定	方法	公募型プロポーザル方式にて受託者を選定。					
			1					

●事業詳細

ア 事業実施の経緯

枚方市では、令和2年度にPFSの取組について、管理職向けの庁内研修会を開催し、市としてPFSに取り組む機運が高まっていたことがPFS事業を検討したきっかけである。

当時は、総合政策部が中心となって検討を進めていた。また、PFS に関する学びを得るために、令和3年度から内閣府のPFS 推進室に出向者を派遣した。

PFS 事業の予算については、介護予防普及啓発事業費の調整により新たな予算の確保ではなく、全体の予算の枠内で事業費の調整をした。

事業予算の確保においては、内閣府の PFS 案件形成支援事業による案件形成の段階から 企画財政部門も参加しており、庁内調整はスムーズであった。PFS の案件形成段階から企画 財政部門も参加をしていたのは、本件の調整にとどまることなく、今後本市において PFS に取り組む中心となるべき組織であることから、参加したものである。 PFS は枚方市としても初めての取組であったため、内閣府の PFS 案件形成支援事業がなければ実施することは難しかったと考えられる。

地域健康福祉室では介護予防分野の業務を実施しており、その中でも運動、口腔、栄養、認知の4分野への取組を従来から行ってきているが、それらの取組に参加しない層や参加できない層へのアプローチが大きなテーマとしてあった。趣味を通した社会参加でも介護予防になるだろうとの考えはあったが、具体的に何を実施すれば取組に参加しない層や参加できない層を巻き込めるのかわからなかった。市ではそのような取組は仕様書発注がなじまないと考えたため、PFSを活用することにした。社会参加の手段として運動を外した理由は、介護予防の手段として運動については市の業務として従前から継続して取り組んでいたため、市独自で実施することが可能と考えて、PFS事業のサービス内容からは除外した。PFS事業を実施するに際して、予算の確保や庁内調整については、当初から企画財政部門が関与していたため特に課題にはならなかった。

PFS 案件形成支援事業においては、先行事例の調査ということで、他市町村の紹介を受けて、介護予防で PFS の先行事例を有する堺市にヒアリングを実施した。また、介護支援の取組経験を有し、枚方市近郊で実績がある企業へのサウンディング調査を経て、イベント内容確認書類等の作成を行った。PFS 案件形成支援事業では事業者の選定までは関与しないので、公募の際の審査基準や審査委員の決定については市が独自に行った。令和4年4月から開始した公募には3つの事業者及びコンソーシアムから応募があり、有識者等による審査の結果、阪急阪神ホールディングス・いきいきライフ阪急阪神事業グループを選定した。なお、公募型プロポーザル方式にて提案を評価するために枚方市が提示した成果水準書の業務概要に関する記載事項は以下の図表1のとおりである。

図表1 成果水準書記載事項

項目	記載内容
業務の概要	本業務は、成果連動型民間委託契約方式(PFS)の手法を活用する
	ことから、下記(1)に基づく事業内容とするが、それぞれの実施
	手法は民間事業者の提案に委ねるものとする。
	ただし、下記(2)~(6)の業務は必ず実施すること。
	(1) 事業者提案による業務
	① 「きっかけづくりの場」の提供
	「きっかけづくりの場」は、成果水準書の2ページ項目番号3
	(3)を対象に民間事業者が企画・運営する教室やイベント等の
	総称と定義する。
	本業務は、民間事業者の創意工夫による多彩な提案を求める
	ことから、開催手法等について仕様に定めるものではないが、
	以下の要件を踏まえたものとすること。
	・趣味に関する啓発に留まらず、趣味の技能(ノウハウ)の獲得
	に資するものであり、それに必要な実施回数を確保するこ
	と。
	・新規の「自主グループ」の組成もしくは既存の「自主グルー」

項目	記載内容
	プ」に繋がるよう工夫すること。 ・本事業の周知においては、民間事業者の持つチャネルやノウ ハウを活用する等、できる限り多くの対象者に情報が届くよ うに効果的な広報宣伝活動を行うこと。
	② 「継続フォローアップ」の提供「きっかけづくりの場」への参加時点において、「自主グループ」への参加が月1回以下であった者のうち、新たに「自主グループ」に参加した者を対象とする。そのうえで、「継続フォローアップ」は、上記の対象者が、月1回以上の頻度で6か月以上「自主グループ」での活動を継続できることを主たる目的に、民間事業者が実施する「由主グループ」への参加・運営支援業務の総称と定義する。本業務は、民間事業者の創意工夫による多彩な提案を求めることから、開催手法等について仕様に定めるものではないが、以下の要件を踏まえたものとすること。グループ活動は参加者自身が企画・開催するものであり、民間事業者はそれを支援するという関係にあること。・対象者のニーズ等に応じてグループ活動が組成されやすい取組を行うこと。・趣味に関する教材や課題、開催手法、組織運営といった民間事業者の持つコンテンツやノウハウを取り入れ、か加者の主を行うこと。・本業務の一環として、民間事業者がイベント・教室等を企画・実援内容であること。・本業務の一環として、民間事業者がイベント・教室等を企画・実施することは差し支えないが、その場合、講師によるレクチャーや座学的な内容は必要最低限として、参加者同主がであること。・「継続フォローアップ」の期間終了後も、参加者の自律的な「自主グループ」の活動継続に資するものであること。
	なお、①と②に係る業務を通じて、高齢者が趣味の技能(ノウハウ)を獲得し、業務完了後においても、「自主グループ」の活動が継続的に自走するような素地が培われるものであることを基本とする。
	③ 「高齢者居場所」への登録促進 これまで「高齢者居場所」」としての登録をされていない「自 主グループ」(本事業で新たに組成されたものを含む)が、本事 業を契機に「高齢者居場所」の登録を行うよう、支援をするも の。登録条件は、以下のとおりです。 ・3年以上継続して活動を行う意思を有すること。 ・月2回以上、1回あたり概ね90分の活動が行われているこ

¹ 枚方市では、高齢者が住み慣れた地域の中で、健康でいきいきとした暮らしができるように、自由に集まり、交流することができる場所を創るため、実施場所の登録と情報提供をする「高齢者居場所づくり事業」を実施している。枚方市では、地域の中で人とつながり、居場所があって、役割があって、することがある。集う人々にとって「やらされ感や義務感」ではなく、「やりがい感や満足感」が生まれる居場所づくりを目指している。

項目	記載内容
	と。 ・市内に居住する高齢者5人以上が参加する見込みであるこ
	と。 ・活動するための場所は、12 ㎡以上であること。 ・特定の者に参加を限定していないこと。 ・飲食代や材料費等の実費負担を除き、参加費は無料であること。
	・ひらかた元気くらわんか体操などの介護予防活動を取り入れること。
	・年に1回参加者数等の報告を行い、情報の公開(インターネット等)に同意すること。 ・活動が営利・政治・宗教活動を目的としたものでないこと。 ・暴力団、暴力団員の統制下にないこと。
	(2) 成果評価に必要な調査等の実施 成果評価等に用いるため、以下①~③に係る調査及び集計を 行うものとする。調査方法は、名簿作成、アンケート調査、聞 き取り調査などを想定しているが、実際の調査及び集計の方法 は、民間事業者による提案をもって、市と協議のうえ、業務実 施計画書(後述)にて定めるものとする。また、調査の際は、詳 細内容を市と協議のうえ、市の承認を得て実施するものとす
	る。 ① 「きっかけづくりの場」実参加者数の把握 調査対象:「きっかけづくりの場」の参加希望者 調査時期:「きっかけづくりの場」への初回参加時 ※事前申込制が望ましい。 ※複数クールの場合は、開催期間(回)ごとに把握すること。 必須項目:
	・個人情報 (氏名・住所・年齢・連絡先) ・現在の趣味の有無 (有の場合は内容も確認) ・現在の自主グループの参加頻度 ・主観的健康観
	② 「自主グループ」の新規実参加者数・組成数の把握 調査対象:「きっかけづくりの場」の参加者 調査時期:「継続フォローアップ」開始時 「継続フォローアップ」期間中において、おおよ そ月1回程度
	必須項目: ・個人情報(氏名・住所・年齢・連絡先) ・新たに参加した自主グループ(既存可)の情報、参加状況 ・新たに組成した自主グループの情報、運営状況 ・自主グループへの参加開始日もしくは新規組成日(開始時のみ) ・自主グループの活動継続に関する意向・意欲
	③ 6 か月間の「自主グループ」継続状況の把握 調査対象:「継続フォローアップ」の該当者 調査時期:6 か月間の「継続フォローアップ」終了時 必須項目:—— ・個人情報(氏名・住所・年齢・連絡先) ・本事業による趣味の獲得もしくは再開の有無

項目	記載内容
	・自主グループへの参加頻度 ・自主グループの活動継続意向・意欲 ・主観的健康観
	(3) 業務実施計画書 提案内容をベースとした年度毎の業務実施計画書を作成し、 業務開始前に市の承認を受けること。
	(4) 業務報告書 業務の実施状況が分かるよう、書面にて月毎に報告を行うこと。なお、業務報告書の様式は業務開始前に市の承認を受けること。
	(5) 定期連絡会 業務開始後、受託者は実施情報の共有のため、四半期に1回 程度、定期連絡会を開催するものとする。また、定期連絡会毎 の議事録は受託者が作成し、市の承認を得るものとする。
	(6) 実績報告書 受託者は、成果水準書の4~5ページの項目番号5(2)の調査結果から各成果指標に係る成果値を集計し、実施した業務内容と共に取りまとめた実績報告書を、紙媒体及び電子データにて、下記期限までに市へ納品すること。また、当該年度に実施したアンケートや収集した名簿(個人情報)など、調査において得た書類及び電子データもあわせて市へ提出すること。

(出所) 枚方市「いくつになっても誰もが主役の介護予防事業」成果水準書

イ 体制の詳細

枚方市とサービス提供者である阪急阪神ホールディングス・いきいきライフ阪急阪神事業グループが契約を締結し、同グループが「いくつになっても誰もが主役の介護予防事業」を実施した。

本事業の公募にあたっては、コンソーシアムの構成員に金融機関を含めること(民間事業者が資金調達を行うこと)を条件としておらず、選定された阪急阪神ホールディングス・いきいきライフ阪急阪神事業グループは自己資金で事業を実施することを提案していたため、本事業の実施体制の中に資金提供者は存在しない。また、PFS 事業の案件形成段階では、内閣府の PFS 案件形成支援事業を活用して、受託したコンサルティング会社の支援を受けていたが、事業の実施に当たっては、中間支援組織や第三者評価機関を活用していない。事業の体制は図表2のとおりである。

図表 2 事業体制

ウ 事業スケジュール

枚方市では、令和3年度から PFS による介護予防の事業の検討を行い、令和4年度の予算要求に向けて、内閣府の PFS 案件形成支援事業を受託したコンサルティング会社の助力を得ながら、具体的な事業スキーム等の検討を行った。

本事業は令和4年4月から5月にかけて公募型プロポーザルにより事業者の選定を行い、同年7月からサービス提供を開始した。サービス提供は令和6年3月までであり、令和5年3月・令和6年3月に年度ごとの成果評価を行い、それぞれ支払を行った。

		令和3年度			令和4年度			令和5年度				令和 6 年度		
		Q1	Q2	Q3	Q4	Q1	Q2	Q3	Q4	Q1	Q2	Q3	Q4	Q1
	庁内検討													
導入可能性調査														
	公募													
	契約締結													
ť	ービス提供													
	評価													
支払	最低支払													
又拉	成果連動支払													

図表 3 事業スケジュール

工 評価手法

① 成果指標の設定

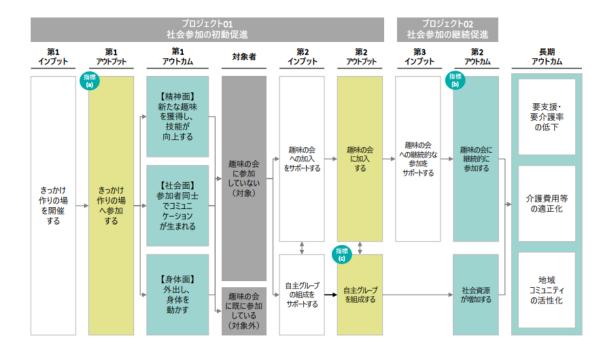
本事業では、成果指標を選定する前段階として、事業をプロジェクト 01「社会参加の

初動促進」、プロジェクト 02「社会参加の継続促進」の 2 段階の構成で検討した。プロジェクト 01「社会参加の初動促進」は、高齢者に「きっかけづくりの場」を経て「趣味の会」にメンバーとして加入してもらうことで、趣味の会への継続的な参加に向けたスタート地点に立ってもらう内容とした。

プロジェクト 02「社会参加の継続促進」は、趣味の会に6か月間継続的に参加してもらうことで、事業期間終了後も継続的に趣味の会に参加できる環境を整え、最終的には要支援・要介護率の低下を目指す内容とした。上記の事業構成を踏まえ、民間事業者が対象者に提供するインプット、その結果であるアウトプット、及び事業目標の実現に繋がる一連のアウトカムを整理したロジックモデルを図表4のとおり策定した。

成果指標については、「事業目標・重点介入対象者との整合性」や「事業による成果の定量的測定可否」、「成果の発現時期」という3つの観点から、図表5のとおり、(a)「きっかけづくりの場」の実参加者数、(b)「自主グループ」新規実参加者数のうち、6か月間継続者数、(c)高齢者居場所の登録数の3つの指標を設定した。

成果指標の設定にあたっては、マーケットサウンディングにおいて民間事業者からの 意見も参考に設定した。



図表4 ロジックモデル

(出所) 有限責任監査法人トーマツ「地方公共団体による成果連動型民間委託契約方式(PFS)に係る事業 案件形成支援等業務」報告書(令和4年3月)

図表 5 成果指標

成果指標	内容
(a)「きっかけづ	「きっかけづくりの場」への参加者のうち、以下の要件を満たす人数を
くりの場」の実参	成果値とする。
加者数	・ 参加名簿等により参加者情報が確認できること。
	・ 複数回で1クールとする「きっかけづくりの場」(連続講座など)
	においては、全回数のうち8割以上の参加をもって成果として計
	上する。
	・ 複数の「きっかけづくりの場」に同一人物が参加した場合、重複カ
	ウントしない。
	なお、成果値は、成果水準書の4~5ページの項目番号5(2)に
	おいて「きっかけづくりの場」ごとに調査・集計された名簿、実績
	報告書等により、本市が確認する。
(b)「自主グルー	成果指標(a)の成果値に計上された者のうち、その後「自主グループ」
プ」新規実参加者	に参加した者で、以下の要件を満たす人数を成果値とする。
数のうち、6か月	・ 「きっかけづくりの場」参加時点で、「自主グループ」への参加が月
間継続者数	1回に満たないこと。
	・ 月1回以上、参加者が主体的に企画・開催する「自主グループ」へ
	の参加であること。
	・ 「自主グループ」への参加開始日が確認できること。
	・ 6か月間の「継続フォローアップ」期間中において、「自主グルー
	プ」へのおおよそ月1回以上の継続参加が確認できること。
	・ 「継続フォローアップ」の6か月間終了時点における、「自主グル
	ープ」の継続参加の意向が確認できること。
	「自主グループ」での活動は、本事業によって新規組成されたグル
	ープ及び既存グループのどちらでも可とする。
	なお、成果値は、実績報告書やその他提出書類により、本市が確認す
	る。
(c) 高齢者居場所	本市が指定する高齢者居場所登録に係る申請書の写し等、必要書類一
の登録数	式を提出すること。これにより、本市が成果を確認する。

(出所) 枚方市「いくつになっても誰もが主役の介護予防事業」成果水準書

② 評価方法

成果評価の方法として、成果指標(a)、(b)は民間事業者が実施する対象者へのアンケート(図表 6)を通じて集計した人数・グループ数(図表 7)を基に、枚方市が評価を行う

こととした。アンケート項目は、成果評価の対象となる項目、民間事業者が事業を運営する上で参加者に問うとスムーズである項目、市の事業として枚方市が参加者へ質問したい項目を含んでおり、市がアンケート項目を設定した。

①きっかけづくりの場の事前申込時においては、参加予定者の個人情報を収集した上、趣味の有無や現在の趣味の会への参加頻度について事前アンケートを実施した。なお、参加者自身が感じている健康状況である主観的健康感についても参加者に問うた(図表6参照)。主観的健康感については、市の事業で横断的に調査を実施しており、かつ事業前に問うことで、本事業への参加前後での健康状態を比較し事業効果を測定することを目的としている。

②きっかけづくりの場の終了後には、趣味の会に月 1、2 回以上参加していない方に趣味の会の参加を促進するため、趣味の会に参加したいか、どのような趣味の会に参加したいか等の意向についてアンケートを実施した。本アンケートで当日の参加者数をカウントし、成果指標(a)の成果を確認した。

③参加者が趣味の会への参加を開始した後は、成果指標(b)の参加の継続をサポートする継続フォローアップの一環として、参加状況や継続の意向を確認した。

④趣味の会の参加開始後6か月後においては、対象者が参加を6か月間継続しているかを確認するために、趣味の有無、趣味の会への参加頻度についてアンケートを実施した。なお、前述のとおり、本事業を通じた参加者の主観的健康感の変化についても再度アンケートで問うこととした。本アンケートにおいて、趣味の会の参加の継続が確認できた場合には、社会参加が習慣化したとして、成果指標(b)としてカウントした。もし参加を継続していなかった場合には、アンケート内の今後の継続意向を確認しながら、参加の再開に向けてフォローを行うことは可能である。参加を再開して6か月後、再度本アンケートを実施し、継続が確認できた場合には成果指標(b)としてカウントした。

成果指標(c)の成果評価は、自主グループ組成の市への届出を基に確認した。

なお、成果指標(a)「きっかけ作りの場」の実参加者数及び(b)「趣味の会」の新規実参加者の継続者数は対象者のアンケートの回答集計により、成果指標(c)自主グループの組成数は市への届出により、客観的に評価することが容易であるため、第三者評価機関は実施体制に含めていない。

①きっかけ作りの場の開催 ②きっかけ作りの場の終了後 ③趣味の会の参加開始時 ④趣味の会の参加開始後 時期 (事前中込時等)。 (確認・追跡方法は受託者提案) 6か月後 (b) 「趣味の会」の← (a)「きっかけ作りの場」の↔ 成果指標 新規実参加者の↔ 実参加者数↩ 継続者数↩ きっかけ作りの場に参加した方↩ 「きっかけ作りの場」への参 きっかけ作りの場に↩ きっかけ作りの場に↩ ※「きっかけ作りの場」参加時点 加を契機に、「趣味の会」へ新 事前申込した方↩ 参加した方↩ で、月1、2回以上「趣味の会」 規で参加・運営を開始した方 へ参加していない方 (①で判断) ✓参加を開始した趣味の会の情 √ 6か月間のフォローアップ 報、参加状況↩ 終了時の「趣味」の有無↩ ✓個人情報(氏名・住所・連絡先)。 ✓組成した趣味の会(自主グルー ✓「趣味の会」への参加頻度。 ✔現在の「趣味」の有無↩ ✓趣味の会の参加に関する進路希 プであるかの確認を含む)の情 ✓ 「趣味の会」への参加継続 アンケート項目の ✔ 現在の「趣味の会」への参加頻度↩ 望(任意)↩ 報、運営状況↩ の意向↩ ✓ 主観的健康感母 ✓趣味の会の参加の継続に関する ✓ 主観的健康感□ 意向↩ ✔ 自主的な趣味の会への参加 の有無) ↩ (a)「きっかけ作りの場」への↩ (b) 「趣味の会」への新規↔ 調査方法◎ 実参加者数をアンケートからカウ 実参加者の継続者数をアン

図表6 アンケート項目

(出所) 有限責任監査法人トーマツ「地方公共団体による成果連動型民間委託契約方式(PFS)に係る事業案件形成支援等業務」報告書(令和4年3月)

図表 7 令和 4 年度 「いくつになっても誰もが主役の介護予防事業」 きっかけづくり の場アンケート結果

					現在の健	康状態				3	生活の満足の	惑	
	性別	人数	よい⑧	まあよい⑨	ふつう⑩	あまりよ くない⑪	よくない	未回答⑫	満足⑬	やや満足⑭	やや不満⑮	不満16	未回答⑪
	男	23	8	5	9	1	0	1	3	18	2	0	1
開始時	女	19	7	3	9	0	0	0	8	10	1	0	(
気づき・学び	未回答	1	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	(
の場	合計A	43	15	8	18	1	0	1	11	28	3	0	1
	8~17/	'A%	34.9%	18.6%	41.9%	2.3%	0.0%	2.3%	25.6%	65.1%	7.0%	0.0%	2.3%
	男	22	13	3	5	1	0	2	13	9	0	0	2
終了時	女	19	7	2	9	1	0	0	13	6	0	0	(
於」时 6か月間継続	未回答	2	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	(
07)、月间枢統	合計A	43	20	5	14	2	0	2	26	15	0	0	2
	®~⑪/A% 40		46.5%	11.6%	32.6%	4.7%	0.0%	4.7%	60.5%	34.9%	0.0%	0.0%	4.7%
					—	-					•		

●「よい、まあよい」の回答数の比較

開始時:53.5% 終了時:58.1% ➡開始時より上昇 ●「満足、やや満足」の回答数の比較

開始時:90.7%

終了時:95.4% ➡開始時より上昇

(出所) 枚方市資料

ケートからカウント↩

才 支払条件

阪急阪神ホールディングス・いきいきライフ阪急阪神事業グループは、令和5年3月・令和6年3月にそれぞれ成果報告書を枚方市に提出する。枚方市はこれを検査し、年度ごとに2回に分けて阪急阪神ホールディングス・いきいきライフ阪急阪神事業グループに対し支払を行うこととした。各年度の支払条件は図表8のとおりである。

成果指標(a)の支払条件は、きっかけづくりの場の参加人数に応じてその他に必要となる

【令和6年7月】

用具、備品(効果測定器具等を含む)、消耗品等の費用や人件費について、成果連動(a)に紐付く成果連動支払とするよう設定した。

成果指標(b)の支払条件は、社会参加の自律的な継続という市が最も重視している成果であることから、より高い成果の創出に向けたインセンティブを民間事業者に強く働かせることを意識し、当該成果指標の支払割合を検討した。達成人数1人当たり30千円として成果連動部分報酬を計算し、実績人数を基に成果連動分を支払うこととした。

成果指標(c)の支払条件は、高齢者の通いの場に関する各種施策を参考に、達成グループ数 1 グループ当たり 200 千円で成果連動部分報酬を計算し、実績グループ数を基に成果連動分を支払うこととした。

図表 8 支払基準

成果指標等	支払年度	支払基準						
最低支払額	令和4年度	9, 500, 000 円						
	令和5年度		750,000 円					
(a) 「きっかけづくり	令和4年度	達成目標(人数)	500 人					
の場」の実参加者数		成果連動支払額	上限 2, 250, 000 円					
		算定式	2,250,000 円× (成果値/500					
			人) ただし、成果値が 199 人					
			以下の場合は支払無					
	令和5年度	達成目標(人数)	500 人					
		成果連動支払額	上限 3,000,000 円					
		算定式	3,000,000 円× (成果値/500					
			人) ただし、成果値が 99 人以					
			下の場合は支払無					
(b)「グループ活動」	令和5年度	達成目標(人数)	300 人					
新規実参加者数のう	のみ	成果連動支払額	上限 9,000,000 円					
ち、6か月間継続者		算定式	9,000,000 円× (成果値/300					
数			人)					
(c)高齢者居場所の	令和5年度	達成目標(人数)	15 グループ					
登録数	のみ	成果連動支払額	上限 3,000,000 円					
		算定式	200,000 円×成果値					

(出所) 枚方市「いくつになっても誰もが主役の介護予防事業」成果水準書

カ 財政効果額2

日本福祉大学健康社会研究センターが実施した高齢者の社会参加、及び社会参加頻度によるその後の介護費用の抑制効果に関する研究結果 iv によると、趣味の会への参加が全くない高齢者と比べ、月 1、2 回参加している高齢者は、6 年間で 1 人当たり介護費用(介護給付費)約 111 千円少ないことが分かった。本研究は、性別・年齢・健康度自己評価・就労状況・自治体等の諸特性を統計学的に考慮した上、社会参加の頻度と介護費用の関係を分析している。同研究の結果を基に推定すると、もし成果指標(b)の上限値である 300 人が趣味の会の参加を継続した場合、将来的に市が支払う予定であった介護費用が 6 年間で 33,300 千円減少することが期待できる。

カ 評価結果

本事業の成果指標の達成状況図表 9、成果連動支払金額は図表 10 のとおりである。

成果指標	年度	達成状況	目標
指標(a)「きっかけづくりの場」の実参	令和4年度	407 人	500 人
加者数	令和5年度	649 人	500 人
指標(b)「グループ活動」新規実参加者数 のうち、6か月間継続者数	令和5年度	145 人	300 人
指標(c)高齢者居場所の登録数	令和5年度	3グループ	15 グループ

図表 9 成果指標の達成状況

図表 10 成果連動支払金額

	成果連動支払金額
令和4年度	1,831,500円
令和5年度	7, 950, 000 円

□成果指標としては、従来の介護予防事業では同じ人が参加することが多かったため、これまで参加していない人の参加につながるよう、「グループ活動」新規実参加者数のうち、6か月間継続者数を設定した。

「指標(a)「きっかけづくりの場」の実参加者数について、令和4年度は目標を達成できていないが、5年度は大幅に目標値を達成している。その理由は、①周知期間の違いと②SPRING ひらかたのロゴやカラーによるところが大きい。

①周知期間については、令和4年度は9月のイベントから周知を開始していたが、令和5年度は4月から周知を開始できていたため、令和4年度と比べて令和5年度は6か月間周

² 「地方公共団体による成果連動型民間委託契約方式(PFS)に係る事業案件形成支援等業務」報告書 有限責任監査法人トーマツ(令和4年3月)参照。

【令和6年7月】

知期間が長いという違いがあった。また、令和4年9月からの事業実施自体が「SPRINNG ひらかた」というイベントそのものの周知となっていた。

②SPRING ひらかたのロゴやカラーについては、市民から好評であり、①周知期間と併せて、令和5年度の方がより効果的な周知が図れた。

「指標(b) 「グループ活動」新規実参加者数のうち、6か月間継続者数が目標値を下回った要因について、阪急阪神ホールディングス・いきいきライフ阪急阪神事業グループに確認したところ、家族の介護等で「やむを得ず活動を断念」されたケースなどもあったが、「きっかけづくり」の参加者が日ごろから活動的な「高齢者の中でも比較的若い世代」である74歳以下の方が多く、グループ活動よりも自ら活動する場について本事業をきっかけに新たに見つけて個人としての活動に至っている方など、「自主グループや既存グループへのマッチングは困難な面があった」との報告があった。

「指標(c)高齢者居場所の登録数」が目標値を下回った要因としては、登録するためには、活動拠点を定める必要があるが、今回組成されたグループは特定の場所での活動ではなく、様々なところに参加するような方が多かったことから、「高齢者居場所の登録になじまなかったこととを阪急阪神ホールディングス・いきいきライフ阪急阪神事業グループから受けている。また、地域活動の既存グループに加入してもよいとしていたが、個人情報の扱いの観点から、把握することが難しかったため、本人の申告、もしくは、本人の了承のもと既存のグループから報告をしてもらうようにした。